

第7回地方法人課税のあり方等に関する検討会

平成25年5月14日

【神野会長】 それでは、定刻に少し前なのですがけれども、委員の皆様方おそろいでございますので、ただいまから、第7回になります。地方法人課税のあり方等に関する検討会を開催したいと存じます。

毎々のことでございますけれども、委員の皆様方には、ご多用のところをご足労いただきましてほんとうにありがとうございます。心より感謝を申し上げます。次第でございます。

また、本日は、設備の関係で、知事会のご協力でこちらにお集まりをいただいて会議を開催することにいたしました。

本日の議事でございますけれども、お手元の議事次第でございますように、前回に引き続いて各界の有識者の皆様方をお招きしながらご議論を伺った上で、委員の皆様方からご意見をいただきながら意見交換を進めていきたいと考えております。

それでは、早速ヒアリングに移りたいと存じますけれども、今回は3名の関係の有識者の方々のご意見を頂戴することになっております。

初めに、東京都税制調査会の会長でいらっしゃいます横山彰中央大学総合政策学部教授、次に、神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会座長を務められました兼子仁東京都立大学名誉教授、それから全国知事会地方税財政制度研究会座長でいらっしゃいます植田和弘京都大学大学院経済学研究科教授のご3名の方々にご意見を頂戴することになっております。

なお、植田先生におかれましては、ご多忙につき予定の調整がちょっと不可能になっておりまして、東京にお越しいただくことができないため、今回は映像をつないでのご参加とさせていただきますことになっております。

進め方につきましては、各お招きいたしました方々からそれぞれ25分程度検討課題についてご意見を頂戴した上で、そのご意見について15分程度質疑応答を行う形にしたいと思っております。

順番でございますけれども、横山先生、兼子先生、植田先生の順で頂戴したいと思っております。

また、これも前回と同様でございますけれども、今回もこの検討会は公開とさせていただきます。

だくことになっております。

それでは、初めに横山先生にお願いしたいと思っておりますので、ご登壇いただければと思います。

【横山教授】 ただいまご紹介いただきました都税調の会長を務めています横山でございます。それでは、座ってご説明をさせていただきたいと思っております。

【神野会長】 それでは、先ほど申し上げましたように25分程度ご発表いただいた後、15分程度意見交換をさせていただければと思います。ほんとうにご多用のみぎり、ありがとうございます。

【横山教授】 私が用意させていただきましたパワーポイントは、既に委員各位に回っていると存じます。「地方法人課税のあり方等について」ということで、都税調の立場から、あるいは東京都の立場から私が発言を求められておりますので、そうした観点でお話をさせていただこうと思っております。

税源の偏在ということが大きな問題になっているということは承知しておりますが、東京都としては、地方税だけでほんとうに議論が十分できるのか、そして、地方交付税の果たしている機能がどこまで検証されているのだろうか、国と地方の税制全体を通じて議論していくべきではないかというふうな基本的な考え方を持っております。

したがって、暫定措置見合いの偏在是正ありきで、受益と負担という地方税の租税原則に反するような是正方針を検討するのではなくて、偏在性の小さい地方消費税が拡充されること、それから地方交付税の原資も拡充されている、わずかであっても、現在0.34%分拡充されているというようなことの実態を踏まえた上で、地方交付税の財政調整機能がある中で是正すべき地方税制全体の偏在性というものが存在するのかというようなところから議論を深めるべきだというのが、都税調の基本的な考え方でございます。

これは、消費税の逆進性の議論をするときに、消費税だけを取り上げて議論するのか、税制全体で見たときに逆進性があるのか、さらに歳入側だけではなくて歳出側の活動も含めて逆進性云々を議論すべきではないか、というようなご議論が一つの議論として成り立っていると思います。それと同じように、税の偏在といったときに、単体、一つの税目だけの偏在を問題にするのか、地方税全体の税制としての偏在を問題にするのか、プラス地方交付税制度も踏まえた歳出活動も含めた部分、そうした歳入、歳出を一体として考えて、偏在を議論するのかということも、やはり私どもはしっかりと見ていかなければいけないのではないか、こういうような考え方に立ってございます。

それで、今日用意させていただきました資料は、4つの主張なり、あるいは論点からなっております。1つは、法人事業税の暫定措置について、都はどのようなふうを考えているのか。とりわけ平成24年度の間接報告をベースにして、この問題について都側のスタンスを明確にしたいということです。

2番目の話は、「税源の偏在とは」ということで、税源の偏在とは何を意味するのかということについて少し議論をしてみたい。あるいは私どもの考えを示してみたいということでございます。

3点目は、偏在是正策についていろいろご議論があるようでございますが、都としてはどのように考えるのかということについて、都の見解、都税調の見解を申し上げたい。

そして「今後の議論に向けて」というような4つの柱からなっております。

既に資料等でご案内かと思いますが、「税源の偏在とは」というところで資料のボリュームをかなり用意させていただいておりますので、これから限られた時間の中で私ができる限りのご説明をさせていただこうと思っております。

では、最初の問題でございますが、法人事業税の暫定措置についてということで、これはあくまで都としては暫定的な措置であるということで、石原前知事が福田さんのお話し合いの中で、その時点における総合的判断からこれを導入することを受け入れざるを得なかったというような背景があるということでございます。これはまた後ほどスライドでお話しさせていただこうと思っております。

この暫定措置というのは、どのようなふうな形で不合理性を持っているかということ、税の理論を超えているのではないかということ、本来ならば財政調整は財政調整としてやられるべきであって、課税権を有しないところに税収を配分するということの根拠がどこにあるのかということについて、都は過去の税調の答申あるいは中間報告等で主張してきているところでございます。

一番最後のところで、東京都の主張としては、この暫定措置はあくまで撤廃して、今回の見直しの中で地方税として復元すべきだというような主張を中間報告で取りまとめております。

平成19年の地財審でどのようなご議論がなされたかということ、1つは、地方税としての法人課税である限り、課税対象となる法人の支店や工場等の恒久的施設が存在しない地方公共団体には課税権は存在し得ず、税収が帰属することがないことから、こうした主張というのは上の段で書かれている主張でございますが、これも地財審のご意見として公にさ

れたものでございますが、税収を地方公共団体間で水平的に配分すべきという主張は、理論上成立し得ない、これが地方の声ということで、地財審のご意見として当時おまとめいただいたわけでございます。

そして、地方税についてこのような配分を行えば、地方税の根本原則である受益と負担の関係を完全に分断するばかりでなくて、いわゆる税源涵養の努力、そういうような努力を地方公共団体が前向きに取り組むインセンティブを損なうのではないかと、そういうことに留意すべきだ、こういうご主張を、あるいはご意見を地財審でおまとめいただいておりますので、このスタンスは東京都の今のよって立つ基盤にもなっております、こういうような考え方が、やはりここで主張したいのは、理論上成立し得ないということが地財審で言われているという過去のご主張も踏まえて、東京都の今回の中間報告を取りまとめている次第です。

石原知事のコメントということで、どのようなコメントがなされているかということ、やはり地方分権に逆行する、税の原則に反する、都としては納得できるものではない。ただ、今回は暫定措置とすることを条件に協力することとしたと言っています。

また、平成24年8月10日の社会保障・税一体改革法の成立に対する知事のコメントも同じようなものでございます。もちろん都議会も同じような主張を繰り返しています。この知事と都議会の主張というのは、都民の代表者であるということで、都の納税者の代表でもあると考えますと、納税者の声であるというふうに私どもの都税調のご議論の中でも私個人はそういうふうに理解しております、納税者のこういう声が都として上がってきているということも大切にしなければならないのではないかと考えております。

2番目の話に移りますが、税源の偏在性ということで、そもそも税源というものは偏在すると、こういうことをおっしゃるわけですがけれども、税源の偏在は何を意味するのか。言葉ですね。税収の偏在性を意味しているのか、課税ベースの偏在性を意味しているのか、その辺のところもはっきりしないのではないかと。国の資料等、あるいはさまざまな団体なり関係の研究者たちがご議論しているのは、税源の偏在イコール、いわゆる超過課税も含めた税収の偏在性を問題にしているのではないかと。そうすると、税収の偏在性をどういうふうに見るかということ、見方によってかなり違って来る。とりわけ夜間人口一人当たりの税収のばらつきを問題にする税源の偏在性を言うならば、なぜ夜間人口で見るとか。昼間人口を考慮した場合には、違った姿に見えてくるかもしれないということ、後ほどお話しさせていただこうと思います。

それから、財政需要との兼ね合いもあるのですけれども、先ほどお話ししましたように、財政力なり財政機能の偏在というようなことで、歳出、歳入両方を考慮しておらずに、歳入、とりわけその一つの税目だけの偏在を問題にするということについてはいかがかということの中に、東京都が果たしているハブ機能、首都機能、東京が提供している公共サービスというのは全国に波及する、そういうような純粋公共財に近い機能も東京都の財政負担の中で負っているということも、後ほどまたお話しさせていただこうと思っています。

それで、今お話ししたように、夜間人口と昼間人口で見た偏在性という場合に、今、最大／最小の倍率で偏在性をとらまえる、一人当たりの税収でとらまえるといったときも、昼間人口で考えた場合には、今パワーポイントの6枚目のスライドでありますように、夜間人口で見たのとは違った姿が見えてくるのではないかと。こういうことも少しご理解をいただけないかというのが東京都の考え方でございます。

ちなみに、このデータでいきますと、夜間人口が住民基本台帳人口でいくと約1,270万人、昼間人口が、国調の平成22年10月で約1,560万、これだけのギャップがあるということで、それをどういうふうにするかという偏在性のときに考えた方がいいのかということも大きな問題の一つになるのではないかと考えております。

さらに言うならば、この導入する前後における財政状況なり偏在性というんでしょうか、一人当たり税収で偏在性を見たとしても、それからまた夜間人口での一人当たり税収で偏在性を見たとしても、平成17年度のときには、一人当たり都道府県税収を見ると、3.16倍あったものが、直近というんでしょうか、最新のデータでは2.5倍になっているということです。この辺も既に当時暫定措置の導入の意義がそれなりにあったものが、ほんとうに今も残っているのかということで、直近では暫定措置導入前ほどの税源の、いわゆる一人当たり税収の偏在は存在しないというふうにも言えるのではないかと。どこを基準に見るかでございますけれども、そういうふうにも言えるのではないかと。ということです。

あと、暫定措置を撤廃・復元した場合どうなるかといったときに、現在はこれを暫定措置のままで見ますと、格差というのでしょうか、偏在度合を見る倍率は2.50倍。これを撤廃して復元すると2.65倍になる。さらにその上に地方消費税率を上げた場合にどうなるか。撤廃・復元してプラス地方消費税率を引き上げた場合には2.49倍になる。ということは、今の暫定措置の偏在度と、撤廃・復元プラス地方消費税率を引き上げた場合の税収一人当たりの税収の偏在性は、そう拡大しないということで、暫定措置の撤廃・復元と

ということには一定の合理性があるのではないか。あるいは、偏在性だけを問題にして、ここだけを問題にするような議論というのは、やはり全体を通した議論とは若干違ってくるのではないかというふうに東京都、都税調では考えているということです。

それで、地方交付税等による財政調整後の一般財源ベースで見れば、都は平均程度ということです。ここのときのデータは、超過課税を含んでいません。ただ、ほかのところは超過課税を含んでおりまして、東京都の法人二税に関する超過課税は、概数ですけれども、1,600億ぐらいございます。そうすると、その1,600億を一人当たり税収の偏在、あるいは格差といったときに、そうしたいわゆる税収を調達するためにご理解をいただく努力を東京都がしてきた、そういう努力が偏在度にどういうふうに考慮されているのかということも東京都としては言いたいということだろうと思います。

次に、財政需要ということですが、これは先ほど申し上げましたように、もちろん国の力も否定はしませんし、ほかの地方公共団体のご協力もあったればこそその東京都の魅力ということなんですが、東京都としても相当努力をして、これまでインフラ整備をしてきております。そうしたインフラ整備は、受益者であるのは東京都民だけではなくて、一国全体に便益がスピルオーバーするような公共サービスを東京都はこれからも担っていかなければいけない。それをもし東京都が東京都民のことだけを考えた財政活動をした場合には、やはり首都としての機能が十全に果たし得ないのではないか。そういう点で、財政需要ということを上申している次第です。

東京都が取り組むべき課題といったときに、とりわけいろいろなことを考えたときに、東京都民に便益が帰着するような待機児童の話とか、そういうのはあるにしても、大半は、都市のインフラ整備であるということで首都圏全体にもかかわりますし、一国全体に便益が及ぶような公共サービスを、あるいはインフラ整備、社会資本整備をせざるを得ないということがご理解をいただきたい点であるということです。

3番目の論点ですが、先生、あとどのくらいですか。

【神野会長】 そろそろです。

【横山教授】 そうですか。始まったのがちょっと遅うございますので。

偏在是正策についての見解ということで、出ておりますのは税源交換論と、それから地方共同税の考えと、それから分割基準の見直しということで、少しこの辺で都税調の中間報告でどういうふうに取りまとめさせていただいたかを申し上げたいと思います。

税源交換論というのは、ほんとうに合理性を持つのかというような観点で書かれており

まして、偏在是正という観点のみで税源交換するということはほんとうに合理性を持つのかということですね。望ましい税制の姿というのは、ご案内のように、地方税原則を考えますと、偏在というのは普遍性の原則ですから、それよりも応益原則とか、安定性の原則とか、負担分任とか、伸長性といった原則がいろいろあるわけで、そのときに偏在が先にありきというのはどういうことなのかということで、望ましい地方税の姿をどういうふうにかえたらいいのかということです。

そのときに、ただ単に税源を交換すればいいですねということは、偏在性の小さい税体系をつくるということは、もちろん他の条件が等しければ望ましいということは、東京都も理解しています。ただ、それが今回のこの暫定措置見合いの偏在是正ありきの狭い論点にすり変えられていることがいかがかと。もう少し全体を見てから考えていただきたいというスタンスでございます。

それから、地方共同税につきましても、これも税源の所在地と税収の所在地が一致するというようなことが非常に受益者負担なり応益課税ということで重要だとすると、税源の所在地と税収の帰属地が一致しない税というのは、地方の課税自主権をみずから否定するのではないかなというようなことが、この報告書、中間報告でも記載させていただいたところでございます。

それから、分割基準の見直しということで、先ほど言った税源の所在地と税収の所在地をなるべく一致させるような形でこれまでも分割基準というようなものが見直されてきたのではないかな。だとすると、この分割基準はあくまで行政サービスの受益と負担との関係の中、あるいは、先ほど来申し上げています税源の所在地と税収の帰属地が一致するような形での基準でなければならないのではないかな。そこに財政調整手段を組み合わせるような形で分割基準を用いるということは、税の論理ではなくて、歳出側の、いわゆる再分配の論理がまざってきて、分割基準そのものをゆがめるのではないかな、こういうようなことを中間報告では記述させていただいております。

最後に「今後の議論に向けて」ということでございますが、1つは、法人二税というのも、法人は実際に地方公共団体である都が提供する公共サービスの受益を得ている主体でございますので、そういう点では応分の負担をお願いするというで、法人課税を否定するということは、法人に対する公共サービスは全て国が行うのかというような観点にもならざるを得ないということで、法人二税というものはそれなりの存在意義があるということで、地方自治体の基幹税の一つとして維持していくことが適当だというふうに考えて

いるところでございます。

ただ、今後のことを考えますと、やはり外形標準課税に変えていくような形で、これからの法人事業税の将来像としては、なるべく税収の安定とか、それから偏在の是正とかいうような観点も入れざるを得ないでしょう。ただ、それもあくまで応益課税という性格を明確にするという根本的な考え方のもとでの是正だというふうにご理解いただきたいと思います。

最後に、ここは冒頭申し上げたことにもなるのですが、財源の奪い合いみたいな形で地方団体間の税収のやりとりというようなことで、ほんとうに本質的な問題の解決になるのか。というのは、やはり都の納税者からすると、もし法人事業税の分を自分たちが負担しなければならないということになると、何で自分たちが負担しなければならないのかということの納税者の納得ということが、都としてはやはりそこに答えなくてはいけないということです。それは都知事の発言、あるいは都議会の決議、そういうことが都の納税者の声として持ち上がってくるとすれば、そこを大切にしていけることが都の税を信頼するものにする上では極めて重要だ、こういうふうには都税調では考えてます。

したがって、最後に戻りますが、個別の税目の偏在是正ではなくて、地方税全体の税収の偏在性を問題にしたり、さらに言えば、地方交付税制度のあり方も含めて議論をした上で、今回の臨時措置をどうするかをご議論していただきたい。どうも議論が逆さまになっているのではないかというのが、都の基本的な考え方であるということを、ちょっと強めてございますが、発言させていただきたいと思います。

以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。東京都の税制調査会の会長をされている立場から、特に中間報告を基礎に4点に論点を分けて簡潔にご説明をいただきました。

それでは、議論を頂戴したいと思います。どなたからでも結構でございます。

【石井委員】 それでは、どなたからもとりあえずご発言がないようですから私のほうから。

横山先生、かつてご指導をいただいたこともありますので、改めて今のお話を承らせていただきました。ただ、今東京都あるいは東京都税調というお立場でのご発言だと思うのですが、例えば2ページの地方財政審議会でも、お話のように地方税としての法人課税である限りは、課税対象となる法人の支店や工場等の恒久的施設が存在しない地方団体には課税権は存在しないとか、そういうことを引用されておられるのは、私もそのとおり

なんですが、ここだけを見ますと。ただ、横山先生も多分ご記憶だと思うのですが、この19年11月の地方財政審議会は、ほかの部分ではむしろやっぱり偏在是正が必要だと。そのためには、例えば国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化して、いわゆる税源交換を基本に設計すべきではないか。あるいは税源交換をやった場合に、確かに法人二税の税収の大きな団体は税収が減少するんだけど、かわりに地方消費税が充実されるから、税収構造自体は安定化するではないか。だから、地方税収の偏在是正については、その原因が主として地方法人二税にあるのだから、そういうことも含めて考えるべきだと言っていますので、私は横山先生はよくおわかりの上でおっしゃっているんだと思うのですが、今のお話を聞くと、何となく税源交換も含めて全部だめとおっしゃっているような印象なものですから、ちょっとそこはほんとうは先生のお考えとも違うのではなかろうかというふうな気がしております。

それから、一つ一つ議論していてもあれなのですけれども、例えばさっきのお話の7ページ、8ページで、確かに一人当たり税収で見ても、かつて平成17年当時は最大/最小で3.16倍だったけれども、今は2.5倍だと。これはもちろん地方法人特別税があるから2.5倍で、これを復元したとして2.65倍になるけど、地方消費税の引き上げがあったから、ならせばさほどの格差じゃないという、これも非常に苦心をされたご提案だと思うのですが、ただ、現実には、ぜひ私は横山先生にご理解いただきたいのは、我々全国知事会としても、あるいは富山県知事としてもほんとうに悩んでいるのは、例えば今度の社会保障と税の一体改革でも、東京都さんで言うと、大変恐縮な言い方ですが、もちろん粗い計算ですが、地方消費税の分で1.2%分が大体2,100億増える。一方、これは人口割で考えての粗い計算ですけれども、社会保障関係費の増加額が900億だから、差し引き1,200億、少なくとも財源超過が増えるわけですね。細かく言えば、両方の議論がある。もっと大きいという議論もあれば、もっと小さいという議論もあると思います。

そこで、一番私どもが困っているのは、何らかの格差是正を地方税サイドでなし遂げないと、今、現に言われているのは、全国の町村とか財政力の弱い市はもちろんですし、都道府県でも数から言ったら、今はこういうふうな1.2と0.34で、地方交付税も0.34伸びたではないか、いいじゃないか、こうおっしゃるかもしれませんが、やっぱり多くの自治体は、というのは国民から見ますと、社会保障のためにお金が必要だと。仕方ない、やむを得ず、じゃ、協力しようかと、今でも反対の国民もいらっしやると思うのですが、やむを得ないと言う人たちも、それは社会保障のお金に使われるから、まあやむを得ない、

協力しようということで消費税増税を受け入れていらっしゃると思うんです。

ところが、ある程度の団体間で差があるのはやむを得ないと思うのですが、地方消費税は、税目の中ではもちろん格差は少ないのだけれども、そのことによって財源超過がかなり出る団体と、実は、消費活動がどうしても、さっき東京都には昼間人口とおっしゃったけれども、昼間人口があるからこそ、逆に地方消費税は東京都さんはたくさん税収が入るという面もある。例えば、さっき名前があった奈良県さんなんか最たるものですが、こういうやり方では困るから、いっそこれから社会保障の財源を確保するなら、極端に言えば全部消費税にして、そのうち一部を地方交付税として配ってもらったほうがよっぽどすっきりする、こういう議論になっているわけです。

それはある意味では、歳出とのかかわりで言うと説得力のある議論なんですね。しかし、一方では地方分権を進めたい、何とか地方が自前の税金で自立するようにしていきたい、こういうことが知事会としての大義でもあるし、私もそれが一番望ましいと思う。そこで、何とか偏在性の小さい税体系をつくれませんか。ただし、法人関係の税収が非常に多いところは、それではマイナスだけになるから、そこで一方では安定性ということも言って、さっきの地財審の答申にもあるように、確かに法人二税の比率が下がると、原資が大きい自治体にとってはつらい話かもしれないけれども、一方で地方消費税の比率を上げれば、少なくとも安定度は増すわけだから、というようなことで理解してもらおうと。

実は、先生ご存じではないかもしれませんが、知事会としては、これは平成19年7月、さっきの地財審と同じころに知事会の全体会議でさんざん議論しまして、結局、やはり地方税の税目については、可能な限り偏在の小さい仕組みとなるように検討しよう。その際に、国と地方の財源構成及び地方交付税原資の税目について見直しを行おう、こう言っているんです。これは言い方を変えれば、つまり税源交換を考えようじゃないかということを行っているわけでございますので、私は横山先生は全ておわかりの上でおっしゃっていると思うのですが、ぜひひとつそういう意見があるということもね。

私は、今回非常につらかったのは、今までだと、例えば消費税を上げるときには、交付税と地方の税財源を確保するときは、地方税で確保する分が半分、交付税で確保するのが半分ぐらいでやってきたんです。それでも税収が多いところは財源超過になってしまうのですけれども、そうしないとバランスが悪いなど。それが今回、地方分権の大義のために、あえて地方消費税を1.2上げて、換算すると交付税は0.34にってしまったんですね。だからこそ、非常に財政力の弱い自治体は、財政問題がわかっている団体ほどもものす

ごく不満があるんですね。

ですから、私は逆に東京都さんのためにも、失礼ながら、交付税が増えても東京都さんは不交付団体だから入ってこないわけだから、地方税収がある程度増えるようにしていこうというなら、やっぱりほかの多くの自治体の賛同も得て、多少財源にでこぼこがあるけど、やっぱりある程度偏在是正をしてやっていこうじゃないかという道をとられないと、結局大きな目で見ると、実は東京都さんにとっても得じゃないというか、プラスにならないような気もしておりますので、ぜひそういう意見もあるということを念頭に置いていただければと思います。

【神野会長】 2点ありますが、相互に関連しておりますので。

【横山教授】 お答えしてよろしいですか、それともご意見を集めますか。

【神野会長】 いや。

【横山教授】 では、お答えさせていただきます。

まず最初の地財審の件で、今日、なぜ税源交換の話をしなかったかという、これは税源交換をもしてきたならばということのお話で、たればの話でございまして、そういうふうなことが約束されないうちに、この暫定措置が入ったということで、暫定措置の先がいわゆる見えない。そういう中で、石原知事のお言葉にもあるのですけれども、国、泣く子と地頭には勝てないと彼は言っています。

そういう観点で言うと、どういうふうな青写真のもとで暫定措置が入ったのかといったときに、当時、明確に税源交換が石原知事の頭の中にあっただらば、それはそれで議論になったのだろうと私は個人的に思います。

それからあと、石井知事のお言葉は、確かに計算すれば、知事が出しているように、不交付団体の東京都は1,200億円の黒と。交付団体は臨財債の減少で社会保障の増減でプラス・マイナス・ゼロというようなお話が試算として出ているようでございますが、これはあくまでワンショットの話ではないか。

言いたいことは、東京都はこれも財政需要との兼ね合いなのですから、将来の65歳以上の人口の伸び率というのではなくて絶対数、すごい潜在需要が大きい。それも抱えながらやっていかなくちゃいけない。それから、よく社会関係資本と言われておるようなコミュニティカというのでしょうか、地方はそうしたソーシャルキャピタルに当たる部分で地域の力というのはかなり強いと思います。東京都はそれに比べて、砂粒という言い方はちょっと語弊があるのですけれども、これはあくまで私の私見ですけれども、ほんとう

に東京都なり、東京都のもとでの地方公共団体が頑張らないと、地域の力が地方の自治体に比べて弱いということもぜひご理解いただきたい。それが1点。

あともう一つは、臨財債の減少がほんとうに地方公共団体はチャラになって、便益がないのか。メリットがないような理解でいいのかどうかですね。臨財債を減少するということは、交付団体の将来にとって望ましいかもしれない。ワンショットで考えたときには、知事がおっしゃるようなご主張も、それは数字の上でそうですねということなのでしょうけれども、東京都としては、これからの将来を見据えたときに、これだけの絶対数としての高齢者増を、もうわかっている、それに備えなくちゃいけないということであれば、目先、今だけの話では済まないのではないかと。

だから、どのようなタイムスパンでこの歳入、歳出の増減を見るかといったときに、その見方に石井知事のおっしゃられるようなご意見もある一方、東京都はそれに備えるために、今黒字であったとしても、その黒字が黒字のままでなくて、今後の財政の準備を、65歳以上の措置を考えなくちゃいけないというようなこともご理解いただきたいということだろうと思います。

【神野会長】 ほかにいかがですか。

【小西委員】 小西でございます。私も昨年の学会ではいろいろお世話になっておりますので、ちょっと先生のほうを見られなくて下を向いて申し上げたいと思うところではございますが、本日お話を伺いまして、非常に私自身説得されてしまっているところがあるのですが、税源の偏在ありやなきやというところで、もう少し議論をさせていただきたいと思っております。

本日のお話を伺いまして、東京都の持っている機能でありますとか、あるいは東京都が抱えている財政問題を考えたときに、今の財源が決して十分であるとは言えないと。先ほどリプライの中でおっしゃったように今後の超都市部における高齢化あるいは東京都の都市的対応を考えた場合に、将来も含めると、今の財源が決して余っているということではないというところは、私も説得されてしまいました。そうだろうなというふうに思うわけです。

まさに先生にお話しいただいていますように、地方財源が圧倒的に不足しているときに、東京都の財源を当てにするなよというのは、そのとおりだというふうに思うのですが、裏を返してみますと、全体が足らざるときに、東京都以外のところも含めて、いかに分かち合うかというような観点で我々は議論しているというか、その局面で議論せざるを得ない

という感じがあるわけです。ですから、そもそも設定として、この絶対額が圧倒的に不足している中で足らざるを分かち合うというような感じでいったときに、東京都に財源、あるいは税源の偏在ありやなきやということをもう一言先生からご意見を伺いたいところなんです。そういう意味では、石井知事のご発言にもありましたように、まあ偏在というのはあるのではないかということであると思います。

本日いただきました資料の9ページで、この部分が本日の資料の中では一番その点について答えておられる部分だと思うのですが、これは交付税で、あるいは譲与税で調整した後の、また一人当たりの財源で見たときには、十分均てん化されているというご説明になっておりますが、これですと、財政調整は一人当たりの一般財源を均等化すれば、財政調整は大体それぐらいで十分なんだというような粗い議論をされる研究者の方だって結構いらっしゃいますけれども、それにやや近いという感じがありまして、この数字はまさにそうなのですが、この数字では財政的な余裕度をあらわしていないのではないかというのが私の理解でございますので、ちょっとこれをもって東京都に余裕が、他の団体に比べて相対的な意味でのという意味ですが、余裕があるというふうには言えないというのは、ちょっともう一言補足のご説明をいただきたいと思うところであります。

それともう一点申し上げますと、8ページのところを見ますと、暫定措置を撤廃・復元しても偏在は拡大しないとあるのですが、石井知事もおっしゃったように、消費税を引き上げて交付団体である都道府県は、一部需要が伸びる部分を除けば、交付税と相殺するわけですが、東京都の場合は不交付団体なのでそのまま載ってくるということを考えますと、税だけで偏在はないよねと言われると、いや、先生、それはですねと、ここはある種の数字のマジックではないかと思うところがありまして、少なくとも消費税のことを考えると偏在は大きくなるというのは、そこはやっぱりそうではないかと思います。

以上、2点でございます。

【横山教授】 最後のほうから少しお答えさせていただきたいと思うのですが、今のお話は、交付税制度を加味して偏在をご議論していますね。だったら、全てにわたってそういうスタンスでご議論していただきたいと思います。あるときには、ある一つの税目だけの偏在を言い、今のようなこの場面になったときに、税制全体のこの細かいところを見て偏在はないですよねといったら、交付税を見れば偏在はあると仰るならば、やはりトータルで偏在を議論している話ではないか。そうすると、首尾一貫して全て、歳出、歳入の税制全体、交付税全体で損得勘定なり利害得失をご議論していただいたほうが、東京都の都

民、納税者も納得すると思います。

あるときには個別税目、あるときには交付税で得している、こういうような観点では、何の偏在かということが明確に都の納税者に説明できないのではないかとというのが都税調のスタンスだのご理解いただきたいと思います。

それから、9枚目のスライドについて申し上げますと、これで偏在がないということではなくて、見方によってこうした財政調整後で見ると、国あるいはいろいろな方々が言っている一人当たりの姿を見たときに、こういう事実もあるということはどう考えるんですかということであって、これで偏在がないとは言っていません。こういう事実を見たときに、東京都は全国平均ですねというような、こういう姿も東京都の姿としてはあるのではないのですかというふうにご理解いただきたいと思います。

【神野会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中里委員】 説明資料の15ページの一番下に「税収の安定化、偏在の是正に効果がある付加価値割など外形標準課税の拡大を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当である」とあって、ここで書かれているのは、赤字法人と現に法人事業税を負担されている企業との間の公平の議論をなさっているのだと思うのですが、これを地図に落としとして考えてみると、もしかすると、今税収が上がっているそれぞれの地域と、その地域に立地している企業が受けている行政サービスとの間にギャップが生じている可能性があるわけですね。そうすると、現時点において外形標準化が必ずしも十分でないとする、そのことを補完するために、地域間の格差是正ではなく水平的な、水平的なと言うとまたいろいろ色がついてしまいますが、要するに調整をするということは考え得るわけですね。その点を含めて考えたとしても、やはり法人事業税を使ってある種の財政調整を、財政調整というより清算だと思うのですが、そういうことをするというのはなかなか認めがたいという感じなんですか。

【横山教授】 これはあくまで私の私見ですけれども、そうした財政調整ではなくて、いわゆる分割基準なり、中里先生がおっしゃられたような観点で調整が必要だということは、それは今までの議論とは違うのではないかと思いますので、税の論理の話でございますので、そういうことで説得されれば、おそらくそうですかということで、都民の納税者の皆さんにも都税調としても説得するような論理が、ちゃんと財政調整でない観点で入れていただくことが重要なのではないかと思います。

【神野会長】 あとはいかがですか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

【横山教授】 では、失礼いたします。

【神野会長】 お忙しいところをどうもありがとうございました。

それでは、次に兼子先生にお願いしたいと存じます。

本日は、お忙しい中をどうもありがとうございます。それでは、最初に25分程度ご意見を頂戴した後、15分程度の意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【兼子教授】 東京都立大学名誉教授の兼子でございます。もう私はどうにも後期高齢者でございます、本日のようにお声をかけていただいて大変ありがたく存じております。

私を出していただいたゆえんは、本日の私のお話予定の『地方共同税論』について」という一枚のペーパーがございますが、私見の既存の表明文書として、昨年3月の①「神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会」報告書、私が座長。この関係でお呼びいただいたということがございますが、この報告書10ページのところあたりに地方共同税論が出ております。これは合議結果でございます、私の個人意見はここに入っているのでございますけれども、それを端的に示しましたのが③の資料で、ぎょうせいから出ております『税』という雑誌の本年の新春巻頭論文ということで、『地方共同税』を夢想する。夢想というのは夢物語とご理解いただければと思います。神奈川県の報告書もそうなのでありますが、かなり長期スパンの夢物語としてお話を申し上げます。

ただ、本日発表の前提としましては、地方交付税はやはり前提に置きます。実は私の夢想論のほうは、地方交付税というふうな国が自治体に対して行う垂直財調、こうした仕組みにはもう頼らない時代を考えたいということございましたが、本日の場合は、その前提は置きませんで、2006年でしたが地方六団体が、地方交付税は国と地方の共有税の配分というふうなことで、地方共有税論を出されていたと思うのですが、そういうような意味合いで前提に置くということに本日はいたします。

それからまた、ご存じの道州制になりますと、都道府県自治体というものがそもそもなくなる。本日の総務省事務局は都道府県税課でございますが、この都道府県自治体の存在も、本日は前提にさせていただきます。

しかし、長期計画の視点で、仮説的に地方共同税なるものの特徴的な仕組み問題を述べさせていただくというつもりでございます。

地方共同税論についてのペーパーの2で、「広域応益税観による持ち出し論の否定」と書

いております。自治体間の税収の水平調整配分というふうなことになりますと、必ず多税収自治体のほうから、そんな自分のところのものを勝手に持ち出されては困る、というような議論になるようなんですね。しかし、私のように、共同税目になるべき地方税は、広域応益税であるという見方をとりますと、本質的に持ち出し論にはなりません。自治体の区域を超える広域の共同課税と水平財調配分なのであって、それで初めて広域的に公平課税になるということでございますからね。

3の「共同地方税目の素材」というところで、(1)固定資産税(東京23区に倣う)としておりますが、これは固定資産税ですから、本来市町村税ですけれども、東京23区の場合は、ご存じのとおり都税にしてあるわけですね。都が徴収した23区の固定資産税を、それなりの基準に従って各区に交付金として都から配分しますから、これは都区間の垂直財調です。それはよろしくないと考えたら、23区が、後でお話するような広域連合を組んで、23区共同の固定資産税を徴収して、しかるべく23区間で広域に配分する、そういう固定資産税の捉え方が、この地方共同税の場合には必要である。

そうした論の前提としまして、ご案内のとおり、地方税は国税が応能税であるのとは違って応益税であるはずではないか。応益地方税論というのは、かねて有力であったと存じております。ところが、応益税が今や各自治体の区域内で受益と負担の調整がつくということは、まず市町村の中では極めて難しいということになるわけですし、都道府県間でも、東北の被災3県などを考えてもかなりわかる感じがしますが、府県間でも応益課税を広域で考えていく。

応益地方税という言葉は既成のもので、**“広域応益税”**というのは、さしあたり私の造語でございます。これをご吟味いただきたい、一言で申せばそういうことでございます。

ところで、私は税法、税制の専門ではございません。東京都立大学という公立大学で行政法を38年間やりまして、とうの昔に定年になりましたが、その後は自治体行政にコミットするというので、自治体行政法学を名乗っておりますので、自治体行政法学の立場からおか目八目という僭越なのですけれども、そういう感じでの広域応益税論が今後必要ではないかと申し上げます。2の(1)「**応益地方税の広域連携自治が必須である**」とお書きしていますが、この広域連携自治、都道府県は広域自治体と言われておりますので、都道府県の広域連携自治というと、大広域自治になります。それに対して市町村の場合は、市町村合併をした後でも広域連携自治が必須であると言われておりますね。

私のほうの自治体行政法研究において、先ごろこれからの地方自治は**“広域連携自治”**

の時代であるというふうに言っております。府県レベルでは、ご存じの関西広域連合が、東北3県に対する救済支援をペアリング支援ということでやっているということが有名でございますが、レベルでもまさに広域連携自治で求められています。

市町村合併は一応区切られたわけではありますが、過疎地域としての町村のような基礎自治体の場合は、広域連携自治なしには今後とも成り立たないでしょう。総務省で市町村事務共同処理に関する調査をずっとやっておられ、その最近版で、5割の市町村が今後とも共同処理に励む必要がある、特に税徴収が重要だというような報告がなされているようです。

今日では公私の生活者住民の生活圏の拡大、それに法人事業活動はもともと広域的でありますから、そういう住民生活圏の広がりに応ずる“広域連携自治”といった地方自治の一般情勢が、広域応益税の土台であります。

さて、(2)に“応益的担税力”という言葉をお出ししました。神奈川県の記事にも入れていますけれども、やはり私の造語的でありましょうか。

公平課税は担税力に見合う課税だとよく言われますけれども、その場合の担税力というのは、応能的担税力なんですね。経理処理を終えた後の「所得」を担税力と見てですね。ところが、もともと応益地方税の課税根拠は、応益的担税力であろう。応益税だからといって担税力のないところへ課税ということはあり得ません。しかし、こちらは外形標準のような収入、利益を捉えての課税になり得るという応益的担税力であります。

ところで、その応益的担税力が、実は広域化しているということなのでございます。応益的担税力の広域化に見合う共同課税こそが公平課税になる、こういうことをお書きしました。広域自治的公平課税ですね。ただ、これは確かに地方税論、地方税法制にとって大変な問題だと思います。課税自主権というのは、元来各自治体、憲法で存在が保障されている各自治体の課税権の行使ではないか。ところが、今日の地方自治における公平課税としては、広域応益課税が共同で必要だ、こういう話を今し出しているわけですから。

3、共同地方税目の素材ということですが、その(2)法人地方税の府県間共同化、特に法人事業税の広域応益化に見合ってお書きしましたが、ここは私はあまりよくわかっておりません。しかし、法人事業税の外形標準課税は、これはやはり各都道府県ごとにやっていったのでは、地域間の格差を十分処理できないのではないかということで、法人事業税も広域の応益共同課税になじむのではないかとこのことを申し上げております。

さて、最後の4でございますが、「共同賦課徴収と水平財調配分の組織編成と地方税条例主義」とお書きしましたが、自治体間で地方共同税なるものを共同賦課徴収し、水平財調配分をするということになります。しかし、そこに地方税条例主義が貫かれていなければならない、自治体議会の意にかなう条例根拠によるものでなければならない地方共同税となります。

そこで、組織編成論として主に考えますと、(1) 府県共同税では、これは「広域連合」課税がすぐ思いつきます。大広域の関西広域連合のような府県広域連合ですね。広域連合は議会を持っておりますので、広域連合議会が定める共同税条例になるわけです。

次に(2) 府県・市町村の共同税を考えてみます。固定資産税を府県、市町村の共同税にすべき地域範囲があるのではないかと、個人住民税などのほうが素材になりやすいかもしれませんが、府県・市町村共同税の広域連合課税。“スクランブル広域連合”というのをご存じでしょうか。広域連合はやはり市区町村の広域連合が多くイメージされてきたわけですが、都道府県と市町村が両方入る広域連合をスクランブル広域連合と申します。1999年、平成11年の「埼玉でさいたま人づくり広域連合」、自治人材開発センターという研修所を持っており、私もかなりそこに参じましたが、これは埼玉県と県内全市町村が一緒になった研修機構です。その後、2009年に京都地方税機構というのができているんだそうですね。京都府と府内市町村との税徴収の共同機構、これは『税』2012年12月号の40ページに出ております。

さて、最後はやはり市町村共同税に戻りまして、これは市町村広域連合の議会条例に基づいて共同課税すればいいだろうと思いますが、本日は都道府県課税の集まりですので、市町村共同税の共同徴収を府県に課税事務委託するという方途もあり得るだろうと申し上げます。これは市町村共同税の性質が府県税と非常に近いような場合、先ほどの固定資産税などを含めまして市町村共同税に関する府県への課税事務委託です。

この場合、府県に事務委託しても、地方分権改革のもとでは広域自治体である、都道府県と、基礎自治体、市区町村とは対等の自治体ということになりましたから、垂直財調ではないんです。水平財調としての課税事務委託で、市町村税条例の委任に基づく府県税条例で根拠づけられることになるのかとお書きしました。

私が申し上げようとしたのは、以上でございます。

【神野会長】 ありがとうございました。

それじゃ、どなたからでも結構でございますので、ご質問をいただければと思います。

いかがでございましょうか。

【小山委員】 今の先生のお話ですと、どの程度の範囲の広域性というのが望ましいのか、それから、例えば目的税みたいなものについて、広域連合というか、ある種の広域的なところでやるというのはわかるのですが、普通税みたいなものについてもそういうお考えをされるのか。そうすると、いわゆる地方団体、地方の分権とか、要するに今の単位が正しいかどうか、ちょっと議論があるところですが、その中での自治への参加意識というか、そういうところも非常に重要なことになると思いますけれども、いささか応益課税といっても、広域で課税された場合に、その辺のリターンについてどういうふうに理解しているのか、非常に難しいことになるのではなからうかと思いますが、いかがでしょうか。

【兼子教授】 全くおっしゃるとおりの問題がそこにあると存じますが、私は地方共同税の夢物語を相当長期スパンで申し上げ、言いわけ的ですが、共同地方税目の具体的なあり方は、私の考えの中でまだ定かになっておりません。ただ、非常に重要なことがございまして、今日の要目からは項目を外してしまったのですが、それは“一国多制度”ということです。

これまでの地方税法制はまさに全国一斉といえますか、主に法定税主義ということで、多制度というのは、法定外税でもなかなか難しいということだと思っておりますが、この地方共同税論で広域応益税の捉え方というようなことになった場合は、さっき申したように固定資産税を地方共同税にするなんというのは、全国一斉ということはありません。広域応益的な固定資産課税が適当な地域に限っている。今現在だって東京23区だけです、あの特例は。しかし、あれも特別区長会では特別区の広域連合でやっていきたいと既に表明されています。地方共同税の共同税目は、全国一律なんていうことはありませんで、国との関係では地方税法の改正で地方共同税目の根拠づけをしてもらいたいですけれども、日本列島のどこの地域で、どの範囲で共同税目にするかというのは、さしあたり現行法では特区制度を使うのがいいかなと思いますが、全国一斉ではない一国多制度でしょう。

【神野会長】 ほかはいかがですか。

【吉村委員】 質問は2点あります。

1つ目は、新春巻頭論文のほうは夢想ということで、長期的なスパンの中で実現していく姿を書かれたものだということですが、そこに至るまでのステップについてちょっとお伺いしたいと思います。

この中でも、あるいは報告書の中でも憲法との関係が意識されておりますけれども、地方共同税、すなわち現在の地方自治体と税収、課税権との関係を切り離すことを最終的なゴールとした場合に、現在の憲法体制の下でそれを実現しようとするれば、やはり国会による法律によって定めることが重要であると思います。先生が想定されているステップとして、地方が国会の立法プロセスに関与すると言った場合に、事実上の関与であっても、どんどんこういう試みは進めていくべきだというふうにお考えなのか、それとも憲法上、あるいは法律上の論点を整理した上で、地方がどう関与するかを整理した上で、その次に進むべきだとお考えなのかということ点をお伺いしたいと思います。

2点目としましては、この紹介されている広域応益税という考え方の中で示されているイメージについてお伺いします。1つには、既に地方が持っている税について、その一部を共同のプールに入れて、みんなで分け合うというイメージで語られるものと、あるいはご論考の中で委任あるいは法定外税という言葉も出ておりますけれども、特定の地域あるいは広域で選択をすれば、新たに広域共同税をつくれるという、上乘せ型の枠組を用意することが考えられます。行政法あるいは憲法、財政法の観点からしますと、既に持っているものを委任、委託し合うという形のイメージと、後者のように法定外税的に複数の自治体で共同の税を創設するという場面とで何か法的な評価は変わり得るのかという、この2点をお伺いできればと思います。

【兼子教授】 都合上2点目のほうからお答えさせていただきますが、地方共同税というのは、どんなぐあいに成り立つかで、もうかなりお答えを出していただいたような感じがするのですが、詰めはまだとてもできない段階ですね。私のほうからの答えは、さっき申したように、広域応益的な共同課税をする地方共同税、これは一国多制度で日本列島一斉の地方税制ではない形で成り立つものではないか。一番わかりやすくは、さっきから申していますが、東京23区の固定資産税です。固定資産税というのは、各市町村の固定資産評価で、これはかなり地域裁量的、総務省の評価基準告示が出ているのですが、かなり裁量的に編成されていますね。それを共同税目にしていくとき、全国一斉に固定資産税がそうなるということではもちろんないわけです。

第1点のほうでございしますが、そもそもこういう地方共同税制、それを組み込むような地方税制へのステップということですが、地方交付税というふうな垂直財調が幅をきかせているうちは、本格的な地方共同税の必要というのも意識され得ないと思っています。しかし、これはもう国の税調でも取り組まれ出していたわけです。つまり、国税と

地方税の総収入を少なくとも1対1にしていくべきではないか、この問題あたりから取り組んで、全国自治体の地方税収の総額が総財政需要に見合うというような地方税制につくり上げられたら、地方交付税というのは要らなくなるはずですから、そこから先を考えた場合に、一国多制度の地方共同税になるように考えていまして、ただ、地方自治法上は、既に広域連携自治が進んでいるということで、広域連合制度を使えば、その受け皿はそれなりに整っていると言えます。

【神野会長】 では、引き続いて。

【石井委員】 ちょっと1点だけ確認というか、先生のお考えを教えてくださいなのですが、先生のこの「夢想する」という論説でも、全国知事会で地方共同税の議論が進められているというようなことは触れていただいているのですが、今の私どもが議論している地方共同税というのは、実際実現できるかどうかは非常に難しい面も多々あるのですけれども、地方消費税の一部なんかを住民のライフステージに応じて、例えば全自治体が提供すべき子育てとか医療とか介護とか、こういうサービスの財源を確保するために課す税というふうに位置づけをして、そういう共通課題から、例えば地方で育ったお子さんも、東京都に行って大いに生産に従事して、所得や法人税を上げるとか、そういう人の流動もありますから、全国、全都道府県共通の共同税というのはあり得るのではないかというふうに、大変難しいですが、一応議論しているわけですが、先生の今お書きになっているものなり、先ほどのご説明をお伺いすると、やっぱりそうはいつでも、全国一律というのは難しく、例えば今東京都23区のお話をされましたが、ある一定の何か広域的なまとまりのある区域では可能であっても、例えば南関東とか、そういうことでは可能であっても、全国一律はなかなか難しいなというお考えで考えていらっしゃるのか。例としては、23区を一つの例にされているけれども、それは関係者が納得すれば、全都道府県が入ったそういう共同税というのも十分あり得るのだとお考えなのか、ちょっとそこを確認させていただきたい。

【兼子教授】 答えはあまりパツとしません。一国多制度の地方税制になるであろうということから先はよく私にもまだとても想定できませんで、地方消費税を完全な地方税として共同課税、この場合は、全国的な地方共同税の税目例かなと思ったりしております。

そもそも広域応益税の共同化の必要というのも、府県広域連合を活用するとして、その府県広域連合というのも全国一斉に成り立つはずはありません。もし府県広域連合が全国一斉に成り立つのだったら、もう道州制になってしまうのではないかと、府県広域連合が成

り立つ地域で府県共同税の税目が成り立つであろうか。これが一国多制度のイメージでございませう。

【石井委員】 要するに、先生、そうすると、例えば関西広域連合とか、九州の広域連合とか、そういう何らかの一体感があって広域連合が成り立つようなところだと、その区域についてある税目を地方共同税というのはいり得ると。

【兼子教授】 私の考えはそうございまして、ただ、そういうような一国多制度的な地方税目編成を、地方税法をつくるのは国ですから、国が認めてくれるかどうかということになると、これは協議組織の最大限の働きによるものではないでしょうか。

【神野会長】 じゃ、時間が押しておりますので、関口さん、簡単をお願いします。

【関口委員】 3つあったのですけれども、1つは、先ほど石井知事がおっしゃった話で、条例を各自治体でいろいろ定めるところと地方税法との関係というのはどういうふうに捉えればいいのかと思っていたのですが、今の石井知事とのお話の中で出たと思いますので、残りの2つのうち、非常に簡単な質問を1つだけさせていただきます。

先生の定義の中で、垂直的な調整と水平的な調整というお話があると思うのですが、今日は主に水平的な調整のお話をさせていただいたと思っています。この水平的な調整と垂直的な調整という、2つの調整のメインとサブというか、先生のお考えの調整の全体像というものはどういうもので、その中で水平的な調整というのをどういうふうに位置づけられているのかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

【兼子教授】 非常に重要なご質問なんですけれども、先ほど吉村さんのご質問にお答えし損なっている面がありまして、私が考えるような地方共同税、広域広益地方課税ということですが、これが憲法上の課税自治権の中身かどうか。今私は夢物語と申しているのですが、しっかりと理論展開していけば、憲法解釈論にもなるのではないかどうかという問題がありまして、その次第とも関係するように思いますね。

そして、広域広益課税が地方自治権として成り立つだろうということですが、それは地方税法が定めるような全国一斉の税目ではなく、一国多制度的な税制になることが憲法上の課税自治権としても予定されているのではないかと考えた考え方になるわけです。

その観点からしますと、国が乗り出す垂直財調というのは、やっぱり廃すべきですね。自治体間の水平財調だけで地方税の公平課税はやっていくべきだということでございます。

お答えはそういうことです。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、時間を大分オーバーしておりますので、お忙しい中を時間を割いていただきまして、どうもありがとうございました。

【兼子教授】 どうも失礼しました。

【神野会長】 先ほどから植田先生にずっとお待ちいただいているのですが、植田先生のところとつながりますか。

【植田教授】 大丈夫だと思います。

【神野会長】 それでは、長々お待たせして申しわけありません。お忙しい中をわざわざお越しいただいたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。25分程度、ご発表をいただいた上で、時間の許す限りご議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【植田教授】 ちょっと大学の用務がございまして、本来出席すべきだと思うのですが、大学のほうからこういう形で発言させていただきます。全国知事会の地方税財政制度研究会の中間的な論点整理ということで説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に「中間論点整理(概要)」がございまして、その表紙をめくっていただきますと、「地方税の偏在是正に向けた検討について」という一枚紙がございまして。これまでも全国知事会では、税源の偏在の是正に正面から向き合っているということで、平成24年7月20日提言の抜粋がございまして、消費税と地方法人課税の税源交換、地方共有税の創設、地方税の一部を地方税の共通財源と位置づけ調整する仕組みの導入といった是正方策を含めて幅広く検討する、そういう趣旨で学識経験者による検討の場ということで、地方税財政常任委員会に地方税財政制度研究会を設置するというところで、実は今年の9月にそちらの委員もされておられますが、石井委員長から座長にということでご指名を受けまして研究会を組織して、これまでに5回ほど開催して議論を深めてまいりました。その中間論点整理ということで、その内容を説明させていただくということでございます。

次のページ、1ページですが、冒頭の注にございまして、この中間論点整理というものは、今後の委員会、継続されるわけですが、あるいは知事会等で行われる議論に資するということを目的にして、考えられる論点をできるだけ網羅的に整理する、そういう趣旨で作成したものでございまして、特定の方向性や結論を打ち出したものではないということ、まず前提としてご理解いただきたいと思います。

1番目ですが、「偏在是正を巡る課題」ということで、これはそのページの最初のところにありますように、今後も社会保障関係費の増加が続くというふうに見込まれる中で、こ

れを賄う財源を確保していくということが、もちろん国全体としては必要なことではありますけれども、地方分権の観点からは、自主財源である地方税の充実確保を重視し、これとあわせて依存財源であります。地方交付税による財政保障・財源調整機能の充実強化を図るべきである。

その際には、偏在性が小さく、安定的な地方消費税の充実強化を基本としつつ、偏在性が大きく、景気に左右されやすい地方法人課税の見直しが必要だ、こういうふうを考えられます。

次のところに、一方、地方消費税は税収の偏在が確かに比較的小さいとは言えるのですけれども、それでも一人当たりの税収で見ますと、最大2倍の格差が存在をしております。したがって、地方消費税の充実だけでは大都市部の税源がより拡充されるという結果になりまして、次の2ページの資料1を見ていただくとわかるわけですが、個々の地方団体ごとに見ると、税収と社会保障給付支出とに不均衡が生じる、地方消費税の引き上げに伴う都道府県の歳入・歳出についての試算、これが資料1です。

これを見ていただくと、左側の不交付団体は、歳出、社会保障関係費の増加額、これが900億ですけれども、これを上回る地方消費税収入があるという意味で純増になるわけですが、右側の交付団体のほうでは、歳出を上回る地方消費税収入がありますけれども、臨時財政対策債の減で吸収されてしまっていて、結果的には、この不交付団体と交付団体の状況を見ますと、むしろ財政力格差が拡大するという問題があるということがわかっていただけるのではないかと思います。臨時財政対策債が減少すること自体については、地方にとってもプラス効果もあるのではという議論もあったところではあります。

1ページに戻っていただきまして、3つ目のところ、地方法人特別税制度は、地方税の一部を国税として徴収するものですので、地方税の充実を図るといって地方分権の基本的考え方からすると逆行しているとも言えるものでありまして、解消するというのが基本だろう、こういうことですが、そのかわりに、この制度が持っていた税源偏在是正機能をどういうふうに確保するかという点が論点としてはあると思います。

3ページの資料2をちょっと見ていただけますでしょうか。これは特別税制度の持っていた税源の偏在是正機能を示している資料となるかと思います。平成23年度の地方法人特別譲与税による影響額の実績ということでもあります。

もう一度1ページに戻っていただきまして、4つ目になりますけれども、さらに特別税制度を見直す時期についてということですが、特別税等に関する暫定措置法とか、あるい

は今回の消費税改正法第7条におきまして、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置というふうにされていることを踏まえますと、今回の地方消費税率の引き上げでは、税制の抜本的な改革という観点からすると道半ばということで、さらに地方消費税の税率を引き上げる段階までに地方法人課税の抜本的な議論を行って、その際に特別税制度を廃止すべきではないか、こういう意見がありました。同時に一方では、次の消費税増税の機会はしばらく先であって、少なくとも偏在性の小さい地方消費税が今回充実されたことから、速やかに特別税制度を見直すべきではないかという意見もございました。

1ページの最後のところは、地方法人課税の見直しに当たってということですが、これは地方法人特別税以外も含めて、偏在是正方を検討する必要があるのではないかとということでもあります。

それでは、続きまして4ページを見ていただきたいと思います。以上の偏在是正を巡る課題ということに対して、具体的な対応案を検討したわけですけれども、検討に当たっての基本的考え方というのを示したのが4ページであります。

1番目は、国と地方の権限の配分を国が決め、国の経済政策により地域間の財政力格差、こういうものが生じたことを考えますと、地域間の財政力格差について検討すべき際に、ナショナルミニマムを確保する地方団体の財源保障というのは、基本的に国の責務であること、これを基本にするべきではないかということ、これが研究会の基本的な考え方として位置づける、ということでもあります。

2つ目は、地方税の中だけで偏在是正を論じるのではなくて、国税との税源交換や地方交付税の充実、または地方共同税といった新たな仕組みの創設などについて幅広く検討する必要があります。中でも地方分権の実現に向けて、地方税財源の充実強化を図るという観点からは、偏在性の小さい地方税体系の構築を第一に求めるべきでありまして、偏在度の大きな地方法人課税を地方交付税の原資に、偏在度の小さな消費税、交付税原資分を地方消費税にする税源交換を基本として検討すべきではないかとしてあります。

3つ目ですが、その上で、ナショナルミニマムを上回る分について、例えば今後の社会保障の拡充・強化に要する地方共通の財源を確保するため、国に頼ることなく地方みずからが必要な税財源を確保する新たな仕組み、地方共同税を創設することも考えられるのではないかとしてあります。

4番目ですが、ただし、これらの税財政制度の見直しによってもなお埋まらない地域間の財政力格差を是正するため、地方交付税の有する財源保障・財源調整機能の充実強化が

必要ではないかというふうにしてあります。

5つ目ですが、ちょっと別の角度からというか、偏在是正のための新たな制度を構築するに当たって、地方の意見を反映させる仕組みの問題であります。これが必要だということなのですが、既に制度化されてきた国と地方の協議の場の運用が積み上げられているということではありますけれども、今のままの運用で十分かどうか。また、意見としては、地方財政審議会を改組、機能強化して、より独立性の高い地方財政委員会、これはさらに地方の意見を反映すべきという観点からですけれども、創設するといったことも考えられないかといった問題であります。

最後に、地方交付税の役割についてですが、最初にもありましたように地域間における財政力格差を調整する責任は、富裕団体ではなくて国が負うべき。先進国においても、国による個人の生存権の保障は普遍的な理念として定着しているわけでありまして、地方団体が個人の生存権を保障するため、全国統一的に行う住民サービスや地域の実情に応じてきめ細かく行う住民サービスを適切に提供できるよう国による財源保障が必要なのではないかと。こうした国の義務を果たすための仕組みが地方交付税制度と、そういう整理をしているわけでありまして。

以上の基本的な考え方に基きまして、具体案について説明をさせていただきたいと思っております。最初に申し上げましたように、これはあくまでも論点整理なので、幾つかの案が出てくる、こういうことになります。

まず、5ページであります。その税源交換についてですが、この3つ目にありますように、全国知事会の地方税制小委員会の提言、これは平成19年11月に既に行われているわけですが、それは次の6ページの資料3を見ていただくとわかるわけですが、当時議論された税源交換は、地方消費税1%相当の2.6兆円、これを国税の消費税から地方消費税に。そのかわりに同額の地方法人課税を国税化し、交付税原資とする、こういうことでした。

5ページに戻っていただきまして、その対象とする地方法人課税についてですが、これまでの法人事業税におけるシャウブ勧告以来の応益性確保の改革努力の歴史というのを考えますと、法人事業税よりは偏在度の高い法人住民税法人税割のほうが適切なのではないかとしているところであります。

このような基本的な考え方に沿って、7ページ以降、3つの具体案を例示しております。7ページは対応案1ということで、地方法人特別税、特別税を復元した上で、法人住民税

法人税割を一部国税化して地方交付税の原資とする、こういうことであります。8ページの資料4をごらんいただきますと、その各都道府県への影響についての試算であります。特別税の復元によって一部の団体を中心に増収、法人税割の国税化で全都道府県が減収、トータルでほとんどの団体で減収というふうになります。ただ、法人税割の減収0.5兆円は交付税の原資となりますので、これが交付団体に交付税という形で戻ってきます。これが案の1ですけれども、7ページの論点の1のところにありますように、特別税の復元の規模は1.4兆円でありまして、都道府県の法人税割の税額規模が全体でも0.5兆円と小さいわけであります。この上、さらに市町村の法人税割の一部0.9兆円（市町村全体では1.3兆円ありますけれども）も含め検討することが考えられるということです。

そこで、9ページを見ていただきたいのですけれども、対応案の1-2ということになります。市町村の法人税割の一部0.9兆円についても国税化して交付税原資とし、同額の地方消費税交付金を交付することとするというのが対応案の1-2であります。そのときの各市町村、都道府県ごと、大都市ごとの影響ですが、これが10ページの市町村分が資料5①、11ページが特別区・政令市ということで資料5②であります。これを見ていただくとわかりますように、大都市部、企業の集積が多い市町村などで減収となる一方、かなり多くの市町村では増収というようなことになってまいります。

ここまでは、今回の消費税、地方消費税の引き上げにあわせて特別税を復元するという対応案ですけれども、12ページをごらんいただけますでしょうか。12ページは対応案2ということでありまして、消費税・地方消費税を将来さらに10%を超えて引き上げるときに特別税を復元し、あわせて法人税割の一部を国税化して交付税原資とし、一方で消費税の一部を地方消費税として税源交換しようとするものであります。

都道府県の法人税割0.5兆円を対象にした場合の影響について、13ページの資料6を見ていただけますでしょうか。法人税割の減収が大きい団体では、トータルで減収、地方消費税の増収が比較的大きい多くの団体ではトータルで増収、そういうことになっていると思います。

次が14ページであります。これは地方共同税の案についてということであります。国に頼ることなく、地方みずからが偏在性が小さく、かつ安定的な税財源を確保する方法の一つとして、地方全体の共通課題を支える税を地方が共同して確保し、共通課題と関連性を有する客観的な指標によって配分する、そういう地方共同税の制度には一定の合理性があるのではないかとしてあります。

一方、地方共同税を一旦水平調整的な位置づけとしてしまうと、ややなし崩し的に地方税全体が財政調整に使われてしまうというおそれがあると考えられます。ナショナルミニマムを確保するための地方交付税による財源保障は国の責任でありまして、地方税である地方共同税はそのナショナルミニマムが実現されていることを前提に、プラスアルファの共通課題に対応するための制度とすべきではないか、こういう整理をしているということでもあります。

15ページ以下に2つの具体案を提示しております。15ページの対応案1は、特別税を復元した上で地方法人課税の相当額を地方共同税化する、こういう案です。この案は、15ページの「考え方」のところの2つ目の○にありますように、各都道府県で育成された人材が都市に流出して、企業の活動を支え、企業収益の源泉となっているということなどを踏まえて、地方法人課税の一部を全都道府県共通の課題である人材育成の財源を確保するために課す税、こういうふう位置づけて、学校教育や職業訓練等に相関する人口などの客観的指標によって配分する仕組みが考えられるというものであります。

次に16ページ、対応案2であります。特別税を復元した上で、今回引き上げられる地方消費税の一部を地方共同税化するという案であります。この案は16ページの「考え方」にありますように、今回引き上げられる地方消費税が社会保障目的とされていることや、偏在性が小さく安定的で、全ての団体に課税対象たる消費行為が存在することから、地方法人課税に比べてより地方共同税化になじむとも考えられる点に着目して、住民のライフステージに応じて全地方団体が提供すべき子育て、医療、介護等のサービスの財源を確保するために課す税という位置づけで、客観的指標により配分するという仕組みであります。

17ページに、以上の2つの対応案に共通する論点について若干言及しております。3つ目のところで、今回の研究会では、ドイツの共同税の仕組みについても若干勉強しました。18ページの資料7を見ていただきますと、ドイツの共同税につきましては、課税標準や税率、各州へ帰属すべき額等は連邦法で決められておりまして、州の代表を構成員とする連邦参議院の同意が前提というふうになっています。日本において導入するとした場合、税率及び配分方法をどういうふうにするか、また、それらに地方の意見が確実に反映させられる意思決定プロセスをどのように確保するか、これが重要な論点だと思います。

17ページの後半のほうに書いておりますけれども、実施時期について、地方税財源全体が拡充されるタイミングであれば、地方共同税の導入を検討することができるのではないかとこの考え方が一方、地方税の受益と負担の原則と地方共同税は相容れない、

そういう面があるのではないか、あるいは財源拠出団体の住民や議会の理解が得られないのではないかとか、あるいは徴税意欲が損なわれるおそれがあるのではないかといった論点が提示されているわけであります。

次が税源交換と地方共同税の併用ということで、19ページにそういう案を書いています。ここまでは税源交換と地方共同税、それぞれについてご紹介したわけですが、両者をセットで実施するということによって、税源交換の持っている税収構造の安定化といったメリットを生かしつつ、今回の地方消費税引き上げによって生じる個々の地方団体ごとの税収と社会保障給付支出との不均衡を地方共同税化により是正するという方策も考えられるのではないかと、こういう案であります。

次が20ページ、地方共有税であります。地方共有税は特別税の復元と関連して税源交換や地方共同税といった新たな措置を講じた場合でも、なお残らざるを得ない地域間の財政力格差に対処するため、地方交付税の財源保障機能を強化するとともに、国による政策誘導に用いられることを防ぐ観点から、地方交付税を国の一般会計を通さず、地方共有税として特別会計に直接繰り入れ、3年から5年に一度の地方共有税の法定率の変更などで安定的な財政運営を可能にする方式であります。平成18年の地方六団体案がベースになっていると思いますが、地方交付税の地方共有税化と言ってもいいと思います。

この場合の論点としては、各団体の額の調整及び決定について、地方が参画する仕組みや各団体間で意見の対立が生じたときへの対応をどうするか、そういう論点を出しております。

最後の対応案が21ページ、地方共同機構というものであります。地方共同機構というのは、特別税制度のように国が地方税を水平調整的な財源として使う仕組みではなく、国からの関与を受けずに地方みずからが地方団体間の税収格差の是正を行うという方式です。機構は法律により全都道府県に加入を義務づける特別法人として、例えば偏在性の高い地方税目について、一人当たり税収額が全国平均を上回る都道府県が機構を通じて下回る都道府県に対して拠出をする、そういう案だと思います。

21ページのところに論点を整理しているわけですが、これには極めて多くの論点がありまして、大都市地域の地方団体が他の地方団体を支援することが明確になるため、大都市地域の住民や議会の納得を得ることは極めて困難ではないかとか、あるいは国が財源保障責任を果たさなくなるのではないかとか、あるいはかなり巨額の財政調整を行う機構への民主的なコントロールはどうやってできるのかとか、あるいはこういうような新たな機

構をつくるのは、行革の流れにも逆行しているのではないかといった論点をここに整理しております。

最後22ページ、その他であります、その他ということで、地方法人課税の外形課税化と分割基準の見直しについても触れておりますけれども、今回のテーマ、税源偏在の是正に関して言えば、見直しにはいずれも限界があるというふうに思われますので、あまり大きな効果は期待できないのではないかと整理をしている次第であります。

最初に申し上げましたように、あくまでもこれは中間論点整理でありまして、何か特定の見解をまとめた、方向性を出したというものではありませんが、一応以上のような論点が整理されたということでご報告申し上げた次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

知事会の研究会の中間論点整理について簡潔にお話をいただいたわけですが、いかがでしょうか。

【小西委員】 関西学院の小西でございます。時間も限られているようでございますので、端的に1点のみご質問申し上げたいと思います。

今回ご提示いただきました中で、やはり何といたしましても地方共同税が非常に目を引くところでございますので、その点につきましてです。本日伺う限りにおきましては、財源の配分の仕方ですとか、結果としての効果という意味では、スーパー地方譲与税ぐらいの意味のものかなと思うわけですが、譲与税と違うのは、配分の仕方及びそこへ地方がみずから関与するとか、そのあたりの決め方のところが違うというふうに聞こえました。それが正しいかどうかと、その場合、那邊に新しいスーパー譲与税に飽き足らずに共同税という案をご提示いただいている動機といたしますか、一番それは大事だと思っておられるところをお聞かせいただきたいと思えます。

【神野会長】 今のご質問にお考えいただければと思います。

【植田教授】 これは14ページのところにも書いてあるものでありますけれども、おっしゃられたとおりで、一番中心的なところは、国に頼ることなく地方みずからが偏在性が小さい安定的な税財源を確保する方法ということで、地方税の一部を地方共通課税課題のための共通財源というふうに位置づけて調整する仕組みをつくるということなので、譲与税とは質的に違うというふうなところを持っている。みずからが関与して決めるという点、この点が一番重要な点です。

ただ、やや危険性もある税といたしますか、そういう側面も持っているというふうに思い

ますが、これは何を目的にやるのかということを引きと整理することが大変大事なことでないかということでありまして、ここでは教育等を通じた人材育成や住民のライフステージに応じた地方団体が提供すべき子育て、まあ地方全体の共通課題ということで、これはナショナルミニマムが実現されている、つまり、国の財源保障の仕組みがしっかりした上で、それを越えたプラスアルファの共通課題に対応すべき制度、こういう位置づけを与えるということがとっても重要だ、こういう理解をしております。

【神野会長】 それでは、中里委員と林委員、お2人連続してご質問をお願いできますか。

【中里委員】 どうもありがとうございます。お久しぶりです。

まず、地方共有税のところの一つ質問をさせていただきます。地方共有税のところ、20ページにある説明ですと、国の特会に入るまで地方共有税で、それを一般会計を通さずに特会に直入するという話なのですが、このことを考えると、現行の地方法人特別税・同譲与税も、これは一応国税の形をとっているわけですが、地方が代行徴収していますし、それから国税通則法の適用除外になっていますよね。しかも、入った税収は一般会計を経由せずに特会に直入になっているわけですね。

そうすると、地方共有税というこのご提案を現行の地方法人特別税は先取りしているような印象を受けるのですが、そのことと、最初にご説明があった「地方法人特別税は地方分権の基本的考え方に逆行する」ということとの平仄がちょっとどうなのかなということもまず伺いたいと思います。

もう一つは、先ほど都税調の横山先生のお話を伺ったのですが、そのときに、今の知事会さんのお話も踏まえると、まず地方法人特別税を廃止するという、そこまでは共通の認識であると思うんです。その先の、じゃあその後どうするかというところで、水平調整をどうするかという話、それから税源交換の話についてはだいぶ温度差があるのかなという印象を受けたんです。

そのときに、今度は地方共同税のほうですが、地方共同税のところ、財政需要まで入れて考えていくと、なかなか東京都さんの先ほどの話を踏まえると、うまく共通のところに乗っかれないのかなという感じがするのですが、例えばこれがかつての消費譲与税と同じような形で人口を考慮して、それで配分基準を決めて配分をしますよということなら何とかできるのかなという印象もあるのですが、そこはやはりこういう形で需要面も踏まえて配分しないとイケないというお考えなのでしょうか。

【神野会長】 連続して林委員、お願いできますか。

【林委員】 私も共同税のところなのですけれども、実を言うとよくわかりません。これは都道府県間で配分する税ですか、それとも全地方公共団体間で配分する税ですか。その次にも質問がありますので、ここだけちょっと簡単に答えていただきたいのですけれども。

【神野会長】 続けて関連する質問があるのでということですか。

【林委員】 そうです。

【神野会長】 わかりました。

【林委員】 例えば都道府県だけだとしたら、社会保障を強調していますけれども、例えば都道府県の歳出を見ると、社会保障に関係するのは民生費が10%程度なので、何で社会保障を強調されるのかよくわからないというのが一つ。

あとは財源なのですけれども、ここに書いてあることを実行するためには、多分法人二税だけでは財源が足りないと思います。したがって、増税が必要と思うのですが、新しい財源、特に増税についてはどういう考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

【神野会長】 それじゃ、連続してお答えいただければと思います。よろしく願います。

【植田教授】 ちょっとそちらのご質問が全部聞き取れなくて、わからない部分がありますので、わかった部分だけまずお答えしたいと思います。

まず前提でございますけれども、これは最初に申し上げたように、委員会の議論のための中間的整理なので、何の方向性も出していないということは、まず前提としてご理解いただきたいと思います。

その上でですけれども、たしか最初に地方共有税のご質問をいただいたような気がしたのですけれども、これについては、ほとんど我々のところでは議論はしておりませんで、実質的には平成18年度の地方六団体案の話をそのままここでは書いている、一つの対応案としてあるということを書いてあるということだけでございます。

それから、最後に林先生のほうから都道府県の社会保障支出がそれほどないのというようなお話が何かあったように聞き取りましたけれども、これはタイミングの問題もちょっとありますけれども、どの段階で進めるかという問題もありますが、一応消費税が社会保障支出が増えてきてということを念頭に置いておりますので、より一層社会保障、医療

や介護、その他、あるいは教育まで含めた、そういう支出が増加していくということを一応の念頭に置いている、その中心的な支出として都道府県からの支出も相当増えてくるであろうということは念頭に置いているというふうにご理解いただければと思います。

【神野会長】 そうすると、林先生の肝心な部分が抜け落ちているので、もう一回林先生に簡潔にまとめてご質問してもらいますので、お答えいただければと思います。

林先生、もう一回簡潔にお願いできますか。

【林委員】 都道府県中心ということですね。

【神野会長】 はい。

【林委員】 次にここに書いてあるとおりの財源を保障しようとするので、現行の財源、例えば法人二税からのみを財源にして新しいをつくっても限りがありますので、当然増税が必要になってくると思います。ここでは増税についてどのように考えていらっしゃるのかということです。

【植田教授】 そういう議論は今の時点ではやっておりません。差し当たり先ほどご説明したような形で偏在是正を巡る議論という形で偏在性の小さなもの、あるいは偏在性の小さな地方消費税を増やすと法人課税、法人課税の中でも偏在性の大きいものとの交換で。しかし、おっしゃられたように十分な交換できるだけの額を調達するという問題もありまして、それを先ほど申し上げたような形で試算、影響を見ているというのが今の段階ですので、それを超えた税財源の必要をどういう税で賄うかという議論はまだ十分やっていない段階です。

【神野会長】 すみません。私の不手際でもう既に時間が大幅にオーバーしてしまっているのですが、何か特にございますか。

【熊野委員】 せっかく具体的な制度設計にまで踏み込まれているので、かなり具体的な質問をさせていただきたいのですが、この税収の偏在の是正について、何をもって偏在として、どこまで是正すれば許容範囲だとお考えになっているのか。例えば今問題になっている一票の格差であれば、議員一人当たりの有権者数をもって、まあ2倍までみたいな基準があるのですが、これらのもろもろの制度設計は何を目標としてやられているのか。もし実際に制度を構築して、また偏在であるということになると、また重ねて改正しなきゃいけないので、そこら辺にお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

【植田教授】 それは最終的な何をもって偏在が完全に是正されたと言えるかというのは、一種の合意にかかわるようなところがあるかと。つまり、公平とかいうような問題、

そういう問題をどういうふうに考えていくかというような問題にかかわる部分があるので、何か客観的な基準というにはなかなか言いにくいところもあるように思われます。

そういう点で言うと、多分その議論は、ちょっと私は別の用務で聞くこと、参加することができませんでしたが、横山委員の報告と討議の中でもされたのではないかと思いますので、改めて我々のところでも考えてみたいというふうには思っておりますけれども、ここでは、ですから、総体的に税収、税源を交換していくことで、基本的には偏在性の大きなほう为国税のほうにいて、偏在性の小さいほうを地方税にするという、その税源交換をすることによって偏在性の小さい地方税体系を構築するという、総体的にそういう方向に交換をすることによってつながるということを念頭に置いていただきたいと思います。一応シミュレーション的なことまで進めて、それをベースにもう一度議論してみたいというふうには考えております。

【神野会長】 よろしいでしょうか。

それでは、植田先生、どうもありがとうございました。

私のちょっと不手際で終了の時間を大幅に過ぎてしまったことをおわび申し上げます。

本日は3名の有識者の方々から大変貴重なご意見を頂戴いたしました。このことを踏まえて、さらに本検討会として議論を深めていきたいと思っております。

終了する前に、事務局のほうから連絡事項をお願いしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

【開出都道府県税課長】 次回の検討会でございますけれども、5月30日（木曜日）の午前10時から12時まで。場所は総務省7階の省議室を予定しております。内容につきましては、「諸外国における財政調整制度等についての有識者からのヒアリング」ということとございまして、3カ国についてヒアリングを行う予定でございますが、フランスについて神奈川大学経営学部の青木宗明教授から、ドイツにつきまして和光大学経済経営学部の半谷俊彦教授から、スウェーデンについて、横浜国立大学経済学部の伊集守直准教授からそれぞれお話を伺います。

場所につきましては、また総務省の省議室に戻りますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、私の議事運営に不手際がありましたことをおわびいたしまして、これにて閉

会したいと思います。

どうもありがとうございました。

速記担当：(株) 大和速記情報センター

山口 眞澄